

## 景観法に基づく届出手続きが一部変更されます。

**平成26年7月1日**より、次のいずれかに該当する行為については事前協議書の提出は不要となります。

(届出の提出については従来通りです。)

- ① 携帯電話等の無線通信基地局のアンテナ等の部材を建築物の屋上や外壁に取付ける行為であって、その規模が取付け後の建築物全体の規模に対して極めて小規模であると認められるもの。
- ② 既存のアンテナ等の一部又は全部を形状、色彩等が類似しているものに交換する行為。
- ③ 電気事業者が電力供給用配電線設備として電柱を設置する行為。

上記①については、具体的には以下のような工作物の設置行為が該当します。

### ◆ 次のいずれにも該当する通信アンテナ部材

- (1) 自立する鋼製支柱や建築物の外壁面等に取り付けるアンテナ部品であって、それ自体が建造物の主たる構造体を構成するものではないこと。
- (2) 部材の形状が長さ寸法に比して見付け幅が極めて小さい、「線状」のものであること。
- (3) 長さ寸法がおおむね5 m以下程度であること。

### ◆ 通信機器設備を収納する小規模なボックスで、寸法が30cm 角程度であるもの

- ※ 複数のボックスを設置する場合にあっては全体で一のボックスとして判断するが、相当の相互間離隔距離が確保されていれば個々のボックス寸法により判断する。

### ◆ 通信機器設備に附属する配線管等

- ※ 見付け幅は必要最小限の微小なもので、面的な要素を持たないものとする。

**なお、今後は事前協議終了通知書への市長印押印は省略といたします。**

ご質問等ありましたら、下記までお問い合わせください。

大津市役所 都市計画部都市計画課  
都市景観グループ

Tel : 077-528-2956 / fax : 077-527-1028

e-mail : otsu1303@city.otsu.lg.jp